

令和5年11月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問8】の『 』の記述について、正しい場合は○を、誤りの場合は×を別添の解答用紙に記入してください。

*解答用紙は添付しておりませんので、ご了承ください。

【問1】(育児休業中の保険料免除について①)

育児休業等期間中の社会保険料について、以下の場合、社会保険料は免除されるか？
毎月の社会保険料（賞与に係る社会保険料を除く）について、『同月中に月末日を含まない14日以上育児休業等を取得した場合』（例：令和5年10月7日～令和5年10月25日に育児休業等を取得した場合）にも当月分（例：令和5年10月分）の社会保険料が免除される。

【問2】(育児休業中の保険料免除について②)

育児休業等期間中の社会保険料について、以下の場合、社会保険料は免除されるか？
賞与に係る社会保険料について、例えば令和5年10月7日～令和5年11月1日に育児休業等を取得し、賞与が令和5年10月25日支払われる場合、賞与の支払われた令和5年10月の月末時点（令和5年10月31日）で育児休業等を取得しているため、育児休業等の期間が『1か月を超えてでも令和5年10月分の賞与に係る社会保険料は免除される』。

【問3】(資格取得について①)

60歳以上の被保険者が、同じ会社で雇用契約上一度退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用された場合、原則月額変更届を提出するところ、使用関係が一旦中断したものとみなして『資格喪失届と資格取得届を同時に提出』することができる。

【問4】(資格取得について②)

現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用（加入）除外とされていますが、『令和4年10月1日からは当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する者は雇用期間の当初から社会保険の加入』となる。
《雇用期間が2か月以内であっても社会保険に加入する場合》

A： 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

B： 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

【問5】(資格取得について③)

パートタイマー・アルバイトの従業員は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、『どちらかだけでも』常時雇用者（正社員）の4分の3以上であれば社会保険に加入しなければならない。

【問6】(資格喪失届について)

会社を退職した場合、「資格喪失届」を提出しなければならないが、例えば、9月15日に退職する場合、「資格喪失届」に記載する資格喪失日は退職日と同日の『9月15日』となる。

【問7】(被扶養者(異動)届について①)

被扶養者になることができる者のうち、被保険者の兄・姉は被保険者と『同一世帯』でなければ被扶養者となることができない。

【問8】(被扶養者(異動)届について②)

被扶養者になるための収入要件は、60歳未満の者であれば年間収入が130万円未満である必要があるが、年間収入とは1月～12月までの収入ではなく『扶養の事実が発生した日からの1年間の収入見込み額』である。

令和5年11月開催 社会保険事務講習会・確認問題 解答と解説・留意点

(解 答)

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問1	○	100%	問5	×	86%
問2	×	91%	問6	×	95%
問3	○	100%	問7	×	95%
問4	○	95%	問8	○	95%

(解説・留意点)

問1	<p>設問のとおりです。現在、社会保険料が免除されるのは「育児休業等開始日の属する月から育児休業等終了日の翌日が属する月の前月まで」となっているため、「月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月（月末の属する月）の保険料が免除される」（例：令和5年10月29日～令和5年11月2日に育児休業等を取得した場合は令和5年10月分が免除される）こととなっています。ですので、設問にある例（令和5年10月7日～令和5年10月25日に育児休業等を取得）を改正前の法律に当てはめると月末時点（令和5年10月31日）で育児休業等を取得していないため、令和5年10月分の社会保険料は免除されませんでした。</p> <p>しかし、令和4年10月1日からは法律が改正され、上記の「月末時点で育児休業等を取得している場合」に加え、設問のように「月末時点で育児休業等を取得していなくても同月中に14日以上育児休業等を取得」していれば、月末時点（令和5年10月31日）で育児休業等を取得していなくても、その月分（令和5年10月分）の社会保険料が免除されることとなります</p>
問2	<p>前記【問1 解説・留意点】のとおり、現在、社会保険料が免除されるのは「育児休業等開始日の属する月から育児休業等終了日の翌日が属する月の前月まで」となっているため、「月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月（月末の属する月）の保険料が免除される」こととなっています。ですので、改正前の法律に当てはめると月末時点（令和5年10月31日）で育児休業等を取得しているため、賞与に係る令和5年10月分の社会保険料は免除されていました。</p> <p>しかし、令和4年10月1日からは賞与に係る社会保険料は『育児休業等の期間が1か月を超える場合に限って』免除されることとなりますので、設問の例のケースだと育児休業等期間が1か月を超えないため（超えるには令和5年11月7日以降までの育児休業等の取得が必要）、賞与に係る令和5年10月分の社会保険料は免除されないこととなります。</p>

問 3	<p>設問のとおりです。『資格喪失届と資格取得届を同時に提出』する場合は、以下の2点を添付する必要がありますので、忘れずに一緒にご提出ください。</p> <p>①退職したことがわかる書類　・・・ 就業規則、退職辞令の写し ②継続して再雇用したことが分かる書類　・・・ 雇用契約書の写し</p>
問 4	<p>設問のとおりです。現在は、2か月以内の期間を定めて雇用する方は、社会保険の適用（加入）は免除されています。しかし、令和4年10月1日からは、この勤務期間要件の取扱いが変更され、設問の《雇用期間が2か月以内であっても社会保険に加入する場合》AもしくはBのいずれかに該当する方は、雇用された当初から社会保険の加入をしなければならないため、資格取得届の手続きもれにご注意ください。</p>
問 5	<p>社会保険に加入しなければならないのは、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が『どちらも』常時雇用者（正社員）の4分の3以上となる働き方をしている方です。</p> <p>社会保険の加入は任意ではありません。加入要件に当てはまれば社会保険に必ず加入しなければなりません。また、事業所からのお問い合わせも多く、お手続きが漏れていることもしばしば散見されますので、ご留意ください。</p>
問 6	<p>資格喪失日は退職の翌日にとなりますので、正しい資格喪失日は『9月16日』となります。</p> <p>また、「資格喪失届」の提出の際には、健康保険被保険者証（被保険者分、被扶養者分すべて）を必ず添付しましょう。</p>
問 7	<p>被扶養者になることができる者は、以下のとおりとなります。</p> <p>① 被扶養者と別世帯でも良い者 ・配偶者（内縁関係を含みます） ・子、孫、<u>兄姉</u>及び弟妹 ・父母、祖父母等の3親等以内の直系尊属</p> <p>② 被扶養者と同一世帯であることが必要な者 ・上記①以外の3親等以内の親族 ・内縁関係の配偶者の父母及び子</p> <p>なお、兄・姉については、平成28年10月1日以降は同一世帯要件が撤廃されたため、別世帯でも良いこととされました。</p>
問 8	<p>設問のとおりです。例えば60歳未満の者が被扶養者となるためには、令和5年10月31日に退職した場合は、『令和5年11月1日～令和6年10月31日までの1年間の収入見込み額が130円未満』でなければなりません。</p> <p>また、年間収入とは恒常的な収入のことで、「将来的に継続しない一時的な収入はここでいう年間収入からは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的な収入の例　・・・ 年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金 等 ・一時的な収入の例　・・・ 退職金、不動産売買、株取引 等